定　　款

令和 4 年 3 月 30 日　改正

KYOWA

株式会社　　共和電業定款

第 1 章　　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社共和電業と称する。

②　英文では、KYOWA ELECTRONIC INSTRUMENTS CO.,LTD.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1　電気機器、測定器の製造販売並に輸出入
2　医療用機器の製造販売並に輸出入
3　光学機器の製造販売並に輸出入
4　前各号に掲げる機器のリース並にレンタル業
5　化学薬品の販売並に輸出入
6　諸計測のコンサルタント業務
7　電気工事の請負並に設計監督
8　電気通信工事の請負並に設計監督
9　機械器具設置工事の請負並に設計監督
10　不動産並に有価証券の保有および利用
11　前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都調布市に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、99,570,000株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第10条　　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第11条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第12条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第13条　　当会社の定時株主総会は、毎年１月１日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第14条　　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締

役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定め るものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第２項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

④ 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 ４ 章　　取締役および取締役会

（員　数）

第17条　当会社の取締役は、15名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は３名以上とする。

（選任方法）

第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第19条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役、役付取締役および執行役員等）

第20条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名を定めることができる。

③　取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

④　取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第23条　　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法等）

第24条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第26条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第28条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第29条　　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第30条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第31条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第32条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第33条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第34条　　当会社の事業年度は、１月１日から12月31日までとする。

（剰余金の配当）

第35条　　剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

（剰余金の配当の除斥期間等）

第36条　　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

②　未払配当金には、利息をつけない。

附則

第１条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第69期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第69期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３条　　変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。

②　前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③　本附則第３条は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿　　革

昭和47年２月28日	改　正
昭和48年２月27日	改　正
昭和50年２月27日	改　正
昭和51年３月30日	改　正
昭和53年３月30日	改　正
昭和54年３月30日	改　正
昭和56年３月30日	改　正
昭和57年３月30日	改　正
平成２年３月29日	改　正
平成３年３月28日	改　正
平成６年３月30日	改　正
平成11年３月30日	改　正
平成12年３月30日	改　正
平成14年３月28日	改　正
平成15年３月28日	改　正
平成16年３月30日	改　正
平成19年３月29日	改　正
平成21年３月27日	改　正
平成24年３月29日	改　正
平成26年９月24日	改　正
平成28年３月30日	改　正